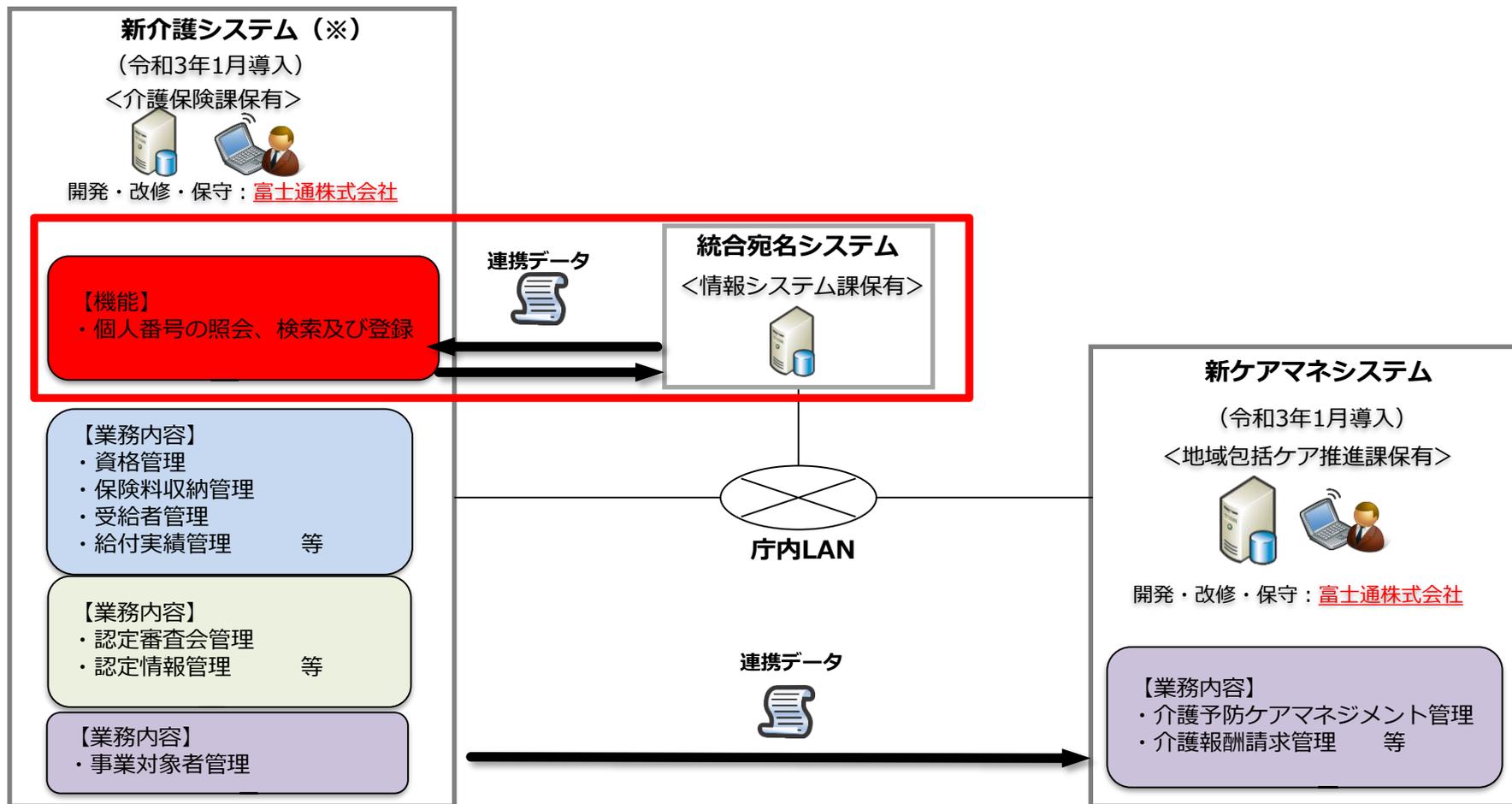


【新】介護保険関連システム関連図

(資料5-1-2)

赤字及び赤色の部分が、今回の諮問・報告事項



【システムの変更点】

- ① 現行の介護システム及び認定支援システムは新介護システムとして1つにする。
- ② 現行のケアマネシステムは新ケアマネシステムとする。
- ③ 現行のケアマネシステムで行っていた事業対象者管理は新介護システムで行う。
(新ケアマネシステムから新介護システムへのデータ連携は不要となる)
- ④ **現行のホスト業務システム(住民記録・税務システム)で行っていた個人番号の照会、検索及び登録は新介護システムで行う。**

※…新介護システムとデータ連携する他システム: ホスト業務システム(住民記録・税務システム)、国保システム、後期高齢システム、福祉情報システム、統合宛名システム 等